

2015 年 6 月 1 日

# (株)東京環境測定センターニュース

(No. 186)

## 1. 水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しが行われています。

平成 27 年 4 月中央環境審議会

水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（答申）より

トリクロロエチレンに関する基準値の見直し

基準	新たな基準値	現行の基準値
排水基準	0.1mg/L	0.3mg/L
特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件（地下浸透基準）	0.002mg/L (据え置き)	0.002mg/L
地下水の浄化措置命令に関する浄化基準	0.01mg/L	0.03mg/L

## 2. 平成 26 年の労働災害発生状況が公表されました。

### 1. 死亡災害発生状況 ※1

労働災害による死亡者数は 1,057 人で、平成 25 年の 1,030 人に比べ 27 人(2.6%)増となった。死亡者数が多い業種は、建設業：377 人（前年比 35 人・10.2%増）、製造業：180 人（同 21 人・10.4%減）、陸上貨物運送事業：132 人（同 25 人・23.4%増）となっている。

### 2. 死傷災害発生状況 ※2

労働災害による死傷者数（死亡・休業 4 日以上）は 119,535 人で、平成 25 年の 118,157 人に比べ 1,378 人（1.2%）増となった。

死傷者数が多い業種は、製造業：27,452 人（前年比 375 人・1.4%増）、商業：17,505 人（同 669 人・4.0%増）、建設業：17,184 人（同 5 人・0.03%減）、陸上貨物運送事業：14,210 人（前年比 20 人・0.1%増）となっている。

### 3. 重大災害発生状況 ※3

一度に 3 人以上が被災する重大災害は 292 件で、平成 25 年の 244 件に比べ 48 件（19.7%）の増加となった。

#### 4. 事故の型別による死亡災害・死傷災害発生状況

##### ①死亡災害

高所からの「墜落・転落」による災害が 263 人（前年比 3 人・1.1%減）、「交通事故」が 232 人（同 1 人・0.4%減）、機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」が 151 人（同 19 人・14.4%増）となった。

##### ②死傷災害

つまずきなどによる「転倒」が 26,982 人（前年比 1,104 人・4.3%増）、高所からの「墜落・転落」が 20,551 人（同 369 人・1.8%増）、機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」が 15,238 人（同 38 人・0.2%減）となった。

##### ③重大災害

「交通事故」が 147 件（前年比 24 件・19.5%増）、一酸化炭素中毒や化学物質による火傷などの「中毒薬傷」が 50 件（同 9 件・22.0%増）、火災などによる「火災高熱物」が 14 件（同 8 件・133.3%増）となった。

※1 死亡災害報告をもとに、死亡者数を集計

※2 労働者死傷病報告書をもとに、死傷者数を集計

※3 重大災害報告をもとに、一度に 3 人以上の労働者が業務上死傷または病気にかかった災害件数を集計

なお、これらの件数に通勤中に発生した災害の件数は含まない。

### 3. 「労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱」などの諮問と答申

<労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案>

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）のうち、化学物質管理の在り方の見直しに関する改正事項の施行時期を、平成 28 年 6 月 1 日とします。（平成 27 年 6 月公布予定）

<労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令案>

※ 平成 27 年 6 月公布、平成 28 年 6 月 1 日施行予定。

#### 1. 表示義務対象物の範囲の拡大

譲渡または提供の際に名称等の表示が義務付けられる表示対象物について、現行の 104 物質から、労働安全衛生法施行令別表第 9 に掲げる通知対象物（現行 640 物質）まで拡大します。

#### 2. 表示義務に係る固形物の適用除外の創設

イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデンまたはロジウムの単体については、粉状のものを除き、名称等の表示を不要とします。

<労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令案>

※ 平成 27 年 6 月公布、平成 28 年 6 月 1 日施行予定。

1. 表示義務に係る固形物の適用除外の創設

労働安全衛生法施行令別表第 9 または別表第 3 第 1 号 1 から 7 までに掲げる物を含有する製剤その他の物のうち、譲渡または提供の過程（運搬や貯蔵）において固体以外の状態または粉状にならず、かつ、爆発などの危険性や皮膚腐食性のおそれないものについては、名称等の表示を不要とします。

2. 表示対象物または文書交付対象物に係る裾切り値の設定・見直し

新たに表示対象物となる物の裾切り値（その物質の含有量はその値未満の場合、表示の対象としないとする値）を設定するとともに、最新の知見を踏まえ、既存の表示対象物または文書交付対象物に係る裾切り値を見直します。

3. 化学物質のリスクアセスメント(危険性または有害性等の調査)に係る規定の整備

①リスクアセスメントの実施時期

リスクアセスメントは、調査対象物を新規に採用し、または変更するときなどに実施することとします。

②リスクアセスメントの実施方法

リスクアセスメントは、化学物質を製造し、または取り扱う業務ごとに、「(i)化学物質が労働者に危険を及ぼし、または健康障害を生ずる可能性」および「(ii)その危険または健康障害の重篤度」を考慮する方法などにより行うこととします。

③リスクアセスメント結果の労働者への周知

事業者は、リスクアセスメントの結果などを、作業場の見やすい場所に常時掲示することなどにより、労働者に周知しなければならないこととします。

**御質問、問合せは、技術グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。**